

三幸福祉カレッジ 同行援護従業者養成研修（一般過程） 学 則

1 研修の目的

同行援護とは、従来の視覚障害者の移動支援とは異なったサービスであり、単なる移動支援だけではなく、情報支援を含む外出時の同行に関するサービスである。そのサービスを提供するために必要な知識、技術を有する同行援護従業者の養成を図ることとする。

2 研修の名称

三幸福祉カレッジ 同行援護従業者養成研修（一般課程）

3 研修の要旨

札幌市	研修課程	研修形態	修業年限	研修期間	定員	受講料 (テキスト代含む)	受講対象者
	同行援護従業者養成研修課程（一般課程）	昼間	2月	3日	30人	40,400円	・科目を免除できる資格を保有しない者
				2日		33,400円	・介護福祉士、障害者居宅介護従事者基礎研修課程、旧1、2級課程及び旧3級課程（旧介護員研修の各課程及び旧ヘルパー要項の各課程を含む）修了者または修了予定者。
				1日		11,400円	・北海道において開催された視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者。

旭川市	研修課程	研修形態	修業年限	研修期間	定員	受講料 (テキスト代含む)	受講対象者
	同行援護従業者養成研修課程（一般課程）	昼間	2月	3日	30人	40,400円	・科目を免除できる資格を保有しない者
				2日		33,400円	・介護福祉士、障害者居宅介護従事者基礎研修課程、旧1、2級課程及び旧3級課程（旧介護員研修の各課程及び旧ヘルパー要項の各課程を含む）修了者または修了予定者。
				1日		11,400円	・北海道において開催された視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者。

北見市	研修課程	研修形態	修業年限	研修期間	定員	受講料 (テキスト代含む)	受講対象者
	同行援護従業者養成研修課程（一般課程）	昼間	2月	3日	30人	40,400円	・科目を免除できる資格を保有しない者
				2日		33,400円	・介護福祉士、障害者居宅介護従事者基礎研修課程、旧1,2級課程及び旧3級課程（旧介護員研修の各課程及び旧ヘルパー要項の各課程を含む）修了者または修了予定者。
				1日		11,400円	・北海道において開催された視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者。

帯広市	研修課程	研修形態	修業年限	研修期間	定員	受講料 (テキスト代含む)	受講対象者
	同行援護従業者養成研修課程（一般課程）	昼間	2月	3日	30人	40,400円	・科目を免除できる資格を保有しない者
				2日		33,400円	・介護福祉士、障害者居宅介護従事者基礎研修課程、旧1,2級課程及び旧3級課程（旧介護員研修の各課程及び旧ヘルパー要項の各課程を含む）修了者または修了予定者。
				1日		11,400円	・北海道において開催された視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者。

釧路市	研修課程	研修形態	修業年限	研修期間	定員	受講料 (テキスト代含む)	受講対象者
	同行援護従業者養成研修課程（一般課程）	昼間	2月	3日	30人	40,400円	・科目を免除できる資格を保有しない者
				2日		33,400円	・介護福祉士、障害者居宅介護従事者基礎研修課程、旧1,2級課程及び旧3級課程（旧介護員研修の各課程及び旧ヘルパー要項の各課程を含む）修了者または修了予定者。
				1日		11,400円	・北海道において開催された視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者。

4 受講手続

(1) 募集時期

開講日の2月前から募集し、3日前に締め切る。

(2) 受講料納入方法

申込者に対し受講料払込票を送付。指定の期日までに金融機関に振りこむ、もしくはクレジットカード、コンビニエンスストアでの決済を行う。

なお、研修の開始までに受講料が振り込まれないときには、受講を断る場合がある。

(3) 受講料返還方法

受講前については、当社の都合により研修を中止した場合に限り、受講料を返還する。

研修開始後は、理由の如何を問わず、受講料は一切返還しない。

5 研修カリキュラム及び研修時間

研修カリキュラム及び研修時間は、別紙1のとおりとする。

6 研修の免除

研修の免除は、北海道居宅介護職員初任者研修等実施要綱（別紙3）16の規定に基づくものとする。

（詳細は下記の通り）

・介護福祉士、障害者居宅介護従業者基礎研修課程、旧1.2級課程及び旧3級課程（「旧介護員研修」の各課程及び「旧ヘルパー要綱」の各課程を含む。）修了者又は修了予定者が同行援護従業者養成研修一般課程を受講する場合

- (1) 視覚障がい者（児）の福祉サービス
- (2) 障害・疾病の理解①
- (3) 障がい者（児）の心理①

・北海道において開催された視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者が同行援護従業者養成研修一般課程を受講する場合

- (1) 視覚障がい者（児）の福祉サービス
- (2) 同行援護の制度と従業者の業務
- (3) 障害・疾病の理解①
- (4) 障がい者（児）の心理①
- (5) 同行援護の基礎知識
- (6) 基本技能
- (7) 応用技能

7 主要テキスト

同行援護従業者養成研修テキスト 中央法規出版

8 修了認定

(1) 出欠の確認方法

各教科の開始前に出欠確認を行う。

(2) 成績の評定方法

成績の評定は行わない。

(3) 修了の確認方法

研修教科のすべてに出席しなければならない。

(4) 修了証明書

修了が認定された者には、別紙 2 の修了証明書を交付する。

9 退学規定

(1) 受講者が退学しようとするときは、所定の退学届けを提出すること。

(2) 受講者が当社の定める諸規定を守らず、又は受講者の本分にもとる

(3) 次の行為のあったときには、退学を命ずることがある。

ア 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。

イ 学力劣等で修了の見込みがないと認められるとき。

ウ 正当な理由がなくして出席が常でない者

エ 研修の秩序を乱している者